

第4期小林市地域福祉計画・地域福祉活動計画 (令和4年度～令和8年度)



令和4年3月

小 林 市
小林市社会福祉協議会

目 次

第1章 計画の趣旨と位置づけ	1
1 計画策定の趣旨	3
2 地域福祉とは	3
3 計画の位置づけ	4
4 計画の期間	5
5 計画の策定体制	6
6 計画の策定方法	7
第2章 小林市の現状と課題	9
1 人口の状況	11
2 世帯の状況	14
3 支援を要する市民に関する状況	17
4 地域福祉を支える活動組織の状況	20
5 社会福祉施設・資源の状況	25
6 社会福祉協議会の状況	30
7 各種調査結果からみる本市の現状	33
8 地域別座談会からみる本市の現状	39
9 第3期計画の評価	41
10 小林市の課題	43
第3章 基本理念・基本的な視点	45
1 基本理念	47
2 基本的な視点	48
3 施策の体系	49
第4章 今後の取組	51
基本目標1 分野を超えた総合的・包括的な支援を提供できる体制づくり	53
基本目標2 地域の中で誰もが安心して生活できる地域づくり	59
基本目標3 地域の課題に地域で取り組むことができる体制づくり	65
第5章 地区別計画	71
第6章 小林市再犯防止推進計画	95
1 計画策定の趣旨	97
2 基本方針	97
3 施策方針	98
第7章 計画の推進体制	101
1 協働による計画の推進	103
2 計画の点検・評価	104
資料編	109
1 用語解説	111
2 計画策定の経過	114
3 小林市地域福祉推進実施要綱	116
4 小林市地域福祉推進協議会委員名簿	119
5 小林市地域福祉推進庁内委員会委員名簿	120
6 第4期小林市地域福祉計画・地域福祉活動計画表紙募集概要	121

第6章 小林市再犯防止推進計画

・小林市再犯防止推進計画について

「第4期小林市地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、地域福祉全般を網羅する内容とするとともに、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づく「地方再犯防止推進計画」の内容を含む計画として位置づけています。

第6章においては、再犯防止推進に関する今後の方針等の特記すべき事項について記載します。

第6章 小林市再犯防止推進計画

1 計画策定の趣旨

全国の刑法犯の認知件数は平成14年の285万4千件をピークに減向が続き、令和元年には74万9千件と、ピーク時のおよそ4分の1の水準まで減少しています。

一方、刑法犯により検挙された再犯者の割合は、平成8年(27.7%)以降、上昇傾向が続き、令和元年には48.8%と5割近くに達しています。

犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病、障がい、厳しい生育環境等の様々な生きづらさを抱えるとともに、立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくありません。

生きづらさを抱える人の課題に対応し、その再犯を防止するためには、更生保護に係る保護観察所、保護司、協力雇用主、更生保護女性会の取組だけでは、その内容・範囲に限界があり、社会復帰後に地域社会で孤立させない「息の長い」支援等を行政や民間団体等が緊密に連携・協力して実施する必要があります。

平成28年12月に成立・施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」においては、再犯の防止等に関する施策を実施する等の責務が国だけでなく地方公共団体にもあることが明記されるとともに、地方再犯防止計画の策定が努力義務として課されました。

罪を犯した人等の円滑な社会復帰の支援や、犯罪や非行の未然防止に取り組むことにより、安心・安全な地域づくりを推進するため、「小林市再犯防止推進計画」を策定します。

2 基本方針

平成29年12月に閣議決定された国の「再犯防止推進計画」、令和2年3月に策定された「宮崎県再犯防止推進計画」を踏まえ、罪を犯した人等が、多様化の進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員としての社会復帰を図る必要があります。

市民の犯罪被害の防止と誰もが安心・安全に生活できる地域社会づくりの実現のため、以下の重点課題に取り組みます。

- (1) 国や県、関係機関・団体等との連携強化
- (2) 就労や住居の確保等に対する支援
- (3) 保健医療、福祉サービスの利用促進
- (4) 更生保護ボランティア活動に対する支援
- (5) 広報・啓発活動の促進
- (6) 学校教育における非行の防止等

3 施策方針

(1) 国や県、関係機関・団体等との連携強化

罪を犯した人等に対する社会復帰支援の取組について、国や県と連携しながら推進します。

また、この取組は、地域福祉活動の一環であり、活動の主役は地域に生活している市民です。

罪を犯した人等の多様なニーズに対応していくために地域で活動する更生保護ボランティア団体、民生委員・児童委員、ボランティア団体、福祉サービス事業者、社会福祉協議会等が担い手の中心として考えられます。

そのため、関係機関・団体等の連携・協働による取組を推進します。

(2) 就労や住居の確保等に対する支援

刑務所出所者等が安定した職を得てそこに定着するためには、本人の意向や適性等を踏まえたきめ細かな支援が必要です。

就労のためには犯罪前歴者等を雇用し、更生を支える民間協力雇用主等の事業主が不可欠であることから、市内事業者に対する協力雇用主制度の広報・周知を図るとともに、公共事業等における入札参加資格の優遇措置の実施の検討等を行います。

また、安定した生活を維持できるよう、罪を犯した人や住宅に困窮する低所得者等に対し、市営住宅の提供や空き家等の低家賃での貸付等による支援の提供を検討するとともに、近隣住民とのトラブルや借金等による悩みを抱えている人に対する各種無料法律相談や日本司法支援センター（通称：法テラス）の紹介等による問題解決に対する支援を行います。

(3) 保健医療、福祉サービスの利用促進

再犯においては、医療や福祉の支援を必要としている高齢者や障がい者、薬物事犯者等に対する適切な支援が行き届かず、再犯につながったケースがあると考えられることから、適切な支援につながる体制づくりが必要です。

保健医療・福祉サービスの利用促進について、以下の取組を推進します。

- ・ 地域生活定着支援センターとの連携強化
- ・ 薬物依存のある犯罪前歴者等に対し、必要な保健・医療・福祉サービスの提供を行う機関との連携強化
- ・ 犯罪をした人等の生活困窮者への生活支援に係る相談支援体制の充実

(4) 更生保護ボランティア活動に対する支援

保護司候補者検討協議会に出席するなど、保護司適任者の確保を支援します。
また、更生保護に携わる保護司会、更生保護女性会等の活動を支援します。

(5) 広報・啓発活動の促進

社会を明るくする運動等における地域の安心・安全に関する広報啓発イベント等の開催を支援します。

(6) 学校教育における非行の防止等

学校教育における規範意識を培う指導や警察署における少年サポートセンターを中心とした非行防止教室を実施することにより、犯罪をおこすことが不利益につながるという理解につなげ、「犯罪を起こさない」「誘惑されてもはっきり断る」「犯罪に巻き込まれない」児童生徒の育成を図ります。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置により、非行の防止、いじめや不登校の対応等、相談支援体制の充実を図ります。

さらに、警察署や保護観察所等の関係機関による研修等を実施することで、市内の非行問題の状況を把握するとともに教職員の専門性を高め、積極的な生徒指導が行われるようにします。

第4期

小林市地域福祉計画・地域福祉活動計画

《令和4年度～令和8年度》

令和4年3月

編集・発行

小林市 福祉課

〒886-8501 宮崎県小林市細野 300 番地
TEL : 0984-23-0111 FAX : 0984-23-4934

小林市社会福祉協議会

〒886-0004 宮崎県小林市細野 367 番地 1
TEL : 0984-23-3466 FAX : 0984-22-8174

